

妊娠を希望する女性への風しん予防接種費用助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 妊娠を希望する女性への風しん予防接種費用助成金(以下「助成金」という。)の交付については、福井市補助金等交付規則(昭和48年福井市規則第11号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(助成対象)

第2条 接種費用の助成対象者(以下「対象者」という。)は、下記の(1)(2)の要件を満たす者とする。

- (1) 妊娠を希望する女性のうち、次に掲げる者のいずれかに該当するもので、風しん予防接種を受けたもの。
 - ア 福井市保健所(以下「市保健所」という。)の「福井市風しん抗体検査事業」において抗体価が「低い」と判定された者
 - イ 妊婦健康診査における風しん抗体診査において、抗体が陰性だった者または別表1における検査で抗体価が「低い」と判定された者
 - ウ ア及びイに掲げる者のほか、その他の健康診査における風しん抗体検査の結果に基づき市長が特に風しん予防接種が必要であると認めた者
- (2) 予防接種の実施日に、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)に基づき福井市に住所を有する者

(助成金)

第3条 対象者への助成は、1人につき1回限りとし、接種費用の1/2を助成(1円未満は切り捨てとする。)とする。なお、助成金の限度額は次のとおりとする。

- (1) 麻しん風しん混合(MR)ワクチン 5,000円
- (2) 風しん単独ワクチン 3,000円

(交付申請)

第4条 助成金の交付を受けようとする者は、規則第3条第1項の規定により、当該予防接種を受けた日の属する年度の末日までに、福井市風しん予防接種費用助成金交付申請書兼請求書(様式第1号)を市長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 「風しん抗体検査申込(問診)票」(市保健所様式)の写し、妊婦健康診査もしくはその他の健康診査における風しん抗体検査の結果書(写し)または母子健康手帳の風しん抗体結果記録(写し)
- (2) 領収書の原本(当該予防接種を受けたことがわかるもの)
- (3) 振込口座が確認できるもの
- (4) 前1号から3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

3 助成対象者が未成年の場合は、保護者が申請を行うこととする。

(交付決定の可否及び助成金の額の確定)

第5条 市長は、規則第4条及び規則第12条の規定により、前条第2項の書類の提出を受けたときは、当該申請書及び当該申請に係る添付書類の審査等を行い、助成金の交付決定の可否を決定しなければならない。

2 市長は、前項の規定に基づき決定を行ったときには、規則第6条の規定により、次の各号に掲げる決定の区分に従い、当該各号に定める通知書により申請者に通知するものとする。

(1) 助成金の交付をする旨の決定 福井市風しん予防接種費用助成金交付決定通知書兼交付額確定通知書(様式第2号)

(2) 助成金の交付をしない旨の決定 福井市風しん予防接種費用助成金不交付決定通知書(様式第3号)

(助成金の交付方法)

第6条 助成金の交付は、申請者が指定する金融機関等の口座(銀行、農業共同組合、信用金庫及び信用組合、ゆうちょ銀行のものに限る)に助成金を振込むことにより行うものとする。

(交付の決定及び確定の取消し)

第7条 市長は、申請書等の虚偽の記載その他の不正行為により、接種費用に係る助成金の交付を受けた者があるときは、規則第15条第1項に基づき、助成金の交付の決定の全部または一部を取り消すことができる。また、同条第2項に基づき助成金の額の確定があった後においても、助成金の額の確定の全部または一部を取り消すことができる。

(助成金の返還)

第8条 市長は、助成金の交付の決定の全部または一部を取り消した場合において、規則第16条第1項に基づき、本事業の当該取り消しに係る部分に関してすでに助成金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。また、同条第2項に基づき対象者に交付すべき助成金の額を確定した場合において、すでにその額をこえる助成金が交付されているときは、期限を定めて、返還を命ずるものとする。

(その他)

第9条 当該予防接種が原因で健康被害が生じた場合は、独立行政法人医薬品医療機器総合機構法による医薬品副作用被害救済制度の申請対象となる。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附則

(施行期日)

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

この要綱は、令和5年8月1日から施行する。

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表 1

測定キット名（製造販売元）	検査方法	抗体価（単位等）
風疹ウイルスHI試薬「生研」 （デンカ生研株式会社）	赤血球凝集抑制法 （HI法）	8倍以下（希釈倍率）
R-HI「生研」 （デンカ生研株式会社）	赤血球凝集抑制法 （HI法）	8倍以下（希釈倍率）
ウイルス抗体EIA「生研」ルベラIgG （デンカ生研株式会社）	酵素免疫法 （EIA法）	6.0未満（EIA価）
エンザイグノストB風疹/IgG （シーメンスヘルスケア・ダイアグノスティクス株式会社）	酵素免疫法 （EIA法）	15未満 （国際単位（IU）/ml）
パイダスアッセイキットRUB IgG （シスメックス・バイオメリュー株式会社）	蛍光酵素免疫法 （ELFA法）	25未満 （国際単位（IU）/ml）
ランピアラテックスRUBELLA （極東製薬工業株式会社）	ラテックス免疫比濁法 （LTI法）	15未満 （国際単位（IU）/ml）
アクセスルベラIgG （ベックマン・コールター株式会社）	化学発光酵素免疫法 （CLEIA法）	20未満 （国際単位（IU）/ml）
i-アッセイCL風疹IgG （株式会社保健科学西日本）	化学発光酵素免疫法 （CLEIA法）	11未満（抗体価）
BioPlex MMRV IgG （バイオ・ラッド ラボラトリーズ株式会社）	蛍光免疫測定法 （FIA法）	1.5未満（抗体価 AI*）
BioPlex ToRC IgG （バイオ・ラッド ラボラトリーズ株式会社）	蛍光免疫測定法 （FIA法）	15未満 （国際単位（IU）/ml）

* 製造企業が独自に調整した抗体価単位